

令和7年度三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援業務委託に係る質問への回答

事項	質問内容	回答
1 業務仕様書 4-(1)	<p>各選定団体の連携事業計画の実現に向けて、以下①～⑦の支援を行うこと。とあるが、各団体に現時点にて希望をヒアリングすることは禁止されるか。</p> <p>また、①～⑦の支援に対して派遣する専門家は、各項目で重複しても大丈夫か。</p>	<p>提案の段階では、各団体へのヒアリングはお控えください。参加仕様書6(2)イに記載のとおり、選定団体にかかる資料を貸出しますので、そちらを参照のうえご提案ください。</p> <p>また、①～⑦の各支援について、適切な企業や専門家が配置されたうえで、結果として企業や専門家が重複しても構いません。</p>
2 業務仕様書 4-(1)②オ	<p>タリフの作成は、モデルコースでの作成ではなく、モデルコースを構成する全てのコンテンツでの作成と理解してよいのか。</p>	<p>旅行会社等のニーズに応じてカスタマイズを行うなど、選定団体が臨機応変に対応できるよう、全てのコンテンツについてタリフを作成してください。</p>
3 業務仕様書 4-(1)③	<p>「各団体の専用サイト」とあるが、各団体がサーバー維持管理等システム運用を現在において行っているものを使用するという意味であっているか。(運用費は各選定団体負担)</p>	<p>各団体の既存リソースを最大限活用するという考え方のもと、選定団体が管理している観光情報発信サイトを活用し、そこにWEBページを追加することを想定(サーバー使用料等の運用費は各選定団体負担)していますが、WEBページの作成希望も含めて、契約後に団体と協議することとします。</p>
4 業務仕様書 4-(1)③	<p>WEBページの作成とは具体的に何をイメージしているのか。各選定団体別に、当事業で造成する旅行商品に絞った特設サイトが必須なのか、当事業で造成する旅行商品の紹介がされているページでも構わないのか。</p>	<p>特設サイトである必要はなく、「滞在コンセプト」や当事業で造成する旅行商品、その他PRしたい内容の紹介ページの追加を想定しています。</p>
5 業務仕様書 4-(1)③	<p>ア(選定団体ごとに1件)とあるが、必ず団体ごとに作成する必要があるという理解で間違いはないか。また、WEBページが特設サイトということであれば、ベンダーロックがかかっている場合、特設サイトの設置は、団体から管理を依頼された事業者が行うことになるが、この場合どのように対応すればよいのか。</p>	<p>特設サイトである必要はありません。また、選定団体ごとに必ず1件作成するのではなく、選定団体の求めに応じて団体ごとのWEBページを作成することとします。</p> <p>なお、その場合に、各団体の観光情報発信サイトにページを追加する際に要するページ改修費用等は、本事業の委託料から支出することとします。</p>
6 業務仕様書 4-(1)③	<p>8つの団体に特設サイトを設置する場合に、特設サイトの設置でベンダーロックがかかっている状況であれば、団体から管理を依頼された事業者の特設サイトの設置をお願いすることになるが、設置費が相手先の言い値となり、予算額を超えるようなケースが発生した場合の対応はどのようなのか。</p>	<p>特設サイトである必要はなく、基本的に各団体の既存サイト内にWEBページを追加することを想定しています。費用面については、今後、各団体へのヒアリングを実施し、受託者と協議のうえ1団体あたりの上限額を設定する予定です。</p>

7	業務仕様書 4 - (1) ③	イは（選定団体ごとに1件）の縛りはないのか。 画像の撮影は、8つの団体の全てのコンテンツの撮影が必要となるのか。また、チラシは選定団体ごとに必ず作成するイメージで間違いはないか。または全団体を1枚にまとめて問題ないのか。	画像の撮影及びチラシの作成については、希望する団体に作成・提供いただきます。（選定団体ごとに1件の縛りはありません） 各団体が保有している画像データの活用も含めて検討しており、どのコンテンツの画像が必要かについては、各団体の意向を踏まえ決定することとします。 また、チラシは希望する団体に作成することを想定しており、1枚にまとめることは想定していません。
8	業務仕様書 4 - (2)	要望があった場合とあるが、県が窓口となり募集を行うのか。受託事業者が行なう場合、応募期間を区切り、申請受付、選定、審査をしても構わないか。スケジュールについても提案可能か。	県が窓口となりDMO等のニーズに応じて企業や専門家の派遣を行う支援先を決定します。DMO等のニーズも多岐にわたることが想定されることから、支援できる内容や派遣できる企業や専門家の候補者をご提案ください。
9	業務仕様書 4 - (3)	支援回数は1つのDMO等について2回までとし、合計回数は10回とする。とあるが、最大5団体と読み替えて問題ないか。また、支援団体から3回目の支援養母があった場合は、支援回数を超えたということで支援を打ち切ってもよいのか。	1つのDMO等に対して、1回の支援となることもあり、6団体以上となる可能性もあります。1つのDMO等に対して2回までとなりますので、団体に対し、支援開始前に十分説明する必要があります。
10	業務仕様書 4 - (3)	業務は支援する事で問題ないか。（ロゴマークが使用できるまでの認定取得は必須としないということで問題ないか。）	認定取得を必須とはしないものの、取得することを前提とした支援を実施していただきます。